

第4次吹田市地域福祉計画

骨子案

令和2年2月7日時点

吹 田 市

目 次

第1章 第4次地域福祉計画策定の趣旨など	1
1 地域福祉とは	1
2 本市の主な地域福祉の取組	1
3 計画策定の背景と趣旨	4
(1) 策定の背景	4
(2) 計画の趣旨	4
4 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現	5
5 計画の概要	6
(1) 計画の位置づけ(役割)	6
(2) 既存計画との関係	6
(3) 計画期間	7
(4) 地域福祉の「圏域」の考え方	8
(5) 策定体制	9
6 計画の推進と進行管理	10
第2章 吹田市の地域福祉の現状と課題	11
1 市の沿革と地域の特性(ブロック別)	11
(1) 市の沿革	11
(2) 地域の特性(ブロック別)	12
2 第3次吹田市地域福祉計画における施策の主な取組状況	14
(1) 重点施策の主な取組状況	14
(2) 基本的な施策の主な取組状況	17
3 統計データにみる本市の状況	19
(1) 人口動向、世帯構造の変化	19
(2) 支援を必要とする人の状況	21
(3) 相談等への対応	24
4 本市における地域活動の状況	26
(1) 地区福祉委員会	26
(2) 民生委員・児童委員	27
(3) 自治会活動	28
(4) 高齢クラブ	28
(5) ボランティア・NPO活動など	29
5 計画策定の取組	31
(1) 地域福祉に関する実態調査の実施	31
(2) 地域福祉市民フォーラムの実施	31

第3章 地域福祉計画の基本方向	32
1 計画の基本理念及び目標	32
(1) 公民協働による地域福祉活動の推進	32
(2) 総合的支援のネットワークの構築	32
(3) 地域福祉活動推進の基盤整備	33
2 計画の施策体系	34
第4章 施策の展開	35

第1章 第4次地域福祉計画策定の趣旨など

1 地域福祉とは

地域福祉とは、全ての人が尊厳を持って自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心、安全に暮らし続けることができるよう、地域に暮らす人々が主体となり、行政、関係機関などと連携・協働し、地域における生活課題などの解決や改善に向けて取り組むものです。

地域福祉の推進においては、地域における生活課題や現状を明らかにしたうえで、地域を構成する住民、行政、地域団体、関係機関、福祉事業所など、あらゆる主体が連携・協働し、相互に役割を持ちながら、生活課題の解決に向けた仕組みや取組を計画的に推進する必要があります。

2 本市の主な地域福祉の取組

主な地域福祉の取組	取組の概要	担当所管など
自治会活動	一定の区域内に住む人々が、より良い環境・充実した生活が営まれるようお互いに協力し合い、運営している任意の自治組織です。活動内容や活動形態は自治会によって異なりますが、夏祭りや市民体育祭などの親睦活動、防災・防犯などの安心安全活動、地区清掃などの環境整備活動など、各地域において様々な活動が行われています。	市役所 市民自治推進室 電話(06)6384-2139 (自治会) (06)6384-132 (ラコルタ) ファックス(06)6385-8300
市立市民公益活動センター（ラコルタ） （千里ニュータウンプラザ内）	市民公益活動を応援する拠点として開設され、団体の相互交流や情報提供を行うとともに、相談など、市民公益活動をより円滑に行うためのサポートをしています。	
子育て支援コンシェルジュ	子育てに関する相談に応じる専門職員をのびのび子育てプラザ内に配置しています。子育て家庭の様々なニーズに合わせて、教育・保育施設や子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう支援するとともに、子育てや子供の育ちに関することなどの相談に応じています。	のびのび子育てプラザ 電話(06)6875-0665 (相談専用電話) ファックス(06)6816-8588
民生委員・児童委員	自らも地域住民の一員として、日頃から高齢者の見守り活動、福祉や子育てなどに関する相談支援を行うボランティアです。地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。	市役所 福祉総務課 電話(06)6384-1815 ファックス(06)6368-7348
更生保護活動	犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取組です。保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会をはじめ、様々な地域のボランティアが協力して、更生保護に関する取組を行っています。	

主な地域福祉の取組	取組の概要	担当所管など
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	地域に密着した生活・福祉の相談員として、市内に13名が配置されています。地域住民のくらしの悩み事や困り事の相談を受け、行政や関係機関などと連携して支援を行うなど、地域と行政とのつなぎ役として活動しています。	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 電話(06)6339-1205 ファックス(06)6339-1202
地区福祉委員	地域住民によって組織され、概ね小学校区ごと（市内33）に地区福祉委員会があります。ふれあい昼食会や子育てサロンなどを中心に、地域住民同士のつながり・助け合いの関係づくりを進めるために活動しています。	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 電話(06)6339-1205 ファックス(06)6339-1202
ボランティアセンター（市立総合福祉会館内）	誰もが気軽に立ち寄れるボランティア活動の拠点として開設され、自分でできる範囲で参加できるよう各種ボランティア講座の開催、グループ活動の紹介やボランティア活動に関する情報提供を行っています。	
生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階の様々な事情で生活や仕事などに困っている方（生活困窮者）に対して、自立相談支援を実施しています。生活困窮者自立支援センターにおいて、相談支援員が課題を整理し、必要な情報の提供・つなぎ・支援を行っています。	市役所 生活福祉室 （生活困窮者自立支援センター） 電話(06)6384-1350
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で温かく見守る「認知症サポーター」になるための講座です。講座を受講した認知症サポーターは、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行っています。	市役所 高齢福祉室 電話(06)6384-1375 ファックス(06)6368-7348
地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、介護や高齢者福祉の相談業務を実施しています。高齢者の成年後見制度、介護予防事業、在宅福祉サービス、介護保険の申請の手続き、介護相談など、様々な相談に応じています。	
障がい者相談支援センター	地域での身近な相談窓口として、市内6ブロックに設置されています。障がいのある方などからの電話、来所などによる各種福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援の連絡調整、権利擁護の援助などを行っています。	市役所 障がい福祉室 電話(06)6384-1346 ファックス(06)6368-7348
成年後見制度利用支援	認知症、知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見制度の利用などに関する支援を行っています。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、権利を守る援助者を選ぶことで、本人の生活を法的に支援することができる仕組みです。	市役所 高齢福祉室 電話(06)6384-1360 ファックス(06)6368-7348 市役所 障がい福祉室 電話(06)6384-1346 ファックス(06)6368-7348

【参考】地域福祉に関わる主な相談機関など（吹田市生活べんり帳くらしの友 一部抜粋）

相談名	問合せ先	内容など	日時・備考
消費生活相談	消費生活センター 電 話：(06)6319-1000 ファックス：(06)6319-1500		
労働相談	地域経済振興室（予約） 電 話：(06)6384-1365 ファックス：(06)6384-1292		
ニート・ひきこもり者に対する就労相談	地域経済振興室（予約） 電 話：(06)6384-1365 ファックス：(06)6384-1292		
就労支援相談	JOBナビすいた 電 話：(06)6310-5866		
	地域就労支援岸部センター（交流活動館内） 電 話：(06)6388-5791		
職業相談	ハローワーク淀川 電 話：(06)6302-4771		
青少年相談	子ども・若者総合相談センター「ぷらっとるーむ吹田」 電 話：(06)6816-8534 ファックス：(06)6816-8532		
人権相談	人権平和室（予約制） 電 話：(06)6384-1513		
女性のための悩みの相談室	男女共同参画センターデュオ（予約制） 電 話：(06)6388-1454		
DV相談	すいたストップDVステーション（DV相談室） 電 話：(06)6310-7113		
児童相談	大阪府吹田子ども家庭センター 電 話：(06)6389-3526 ファックス：(06)6369-1736 夜間・休日虐待通告専用電話 電 話：(072) 295-8737		
健康電話相談	保健センター 電 話：(06)6339-1212 ファックス：(06)6339-7075		
子どもの相談	大阪府吹田保健所（予約制） 電 話：(06)6339-2225 ファックス：(06)6339-2058		
こころの健康相談			
ひとり親家庭相談	子育て給付課（予約優先） 電 話：(06)6384-1471 ファックス：(06)6368-7349		
養育費・面会交流相談	子育て給付課 電 話：(06)6384-1471		
来所・電話教育相談	教育センター 電 話：(06)6384-4488 ファックス：(06)6337-5412		
出張教育相談			
いじめのなやみ相談	教育センター 電 話：(06)6337-5411 ファックス：(06)6337-5412		
スクール・セクシャル・ハラスメント相談			
心配ごと相談	吹田市社会福祉協議会 電 話：(06)6339-1205 ファックス：(06)6339-1202		

3 計画策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

近年、国全体における少子高齢化や核家族化の急速な進行等により、地域での人と人とのつながりは希薄になっています。また、情報通信技術等の進歩とともに生活環境は変化しており、価値観の多様化による世代間の意識の違い、頻発する大規模な自然災害など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会状況の中、本市においても、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、社会問題となっているひきこもりなどによる社会からの孤立、虐待や暴力、ダブルケアや8050問題といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化するとともに、経済的に困窮している世帯や発達に支援を要する子供の増加、災害時要援護者支援の課題など、行政による分野ごとの支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じています。

このような課題の解決に向けて、国においては、地域住民一人ひとりが自らの課題として、地域における様々な課題を受け止めながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の重要性が示されており、本市においても、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

(2) 計画の趣旨

本市では、平成28年(2016年)3月に「第3次吹田市地域福祉計画」を策定し、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念に、地域住民同士の交流促進、福祉活動の担い手づくり、相談支援体制の充実や福祉・保健・医療制度の充実など、地域福祉の推進に向けた様々な取組を展開してきました。

多くの都市で人口減少が進む中、近年、本市の人口は大きく増加しています。しかし、本市においても少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測されます。少子高齢化・人口減少の進展による医療や介護などの問題、子育てや介護をしている家庭の孤立、ひきこもりや虐待といった社会的な課題など、地域生活の課題が多様化・複雑化する中、その解決に向けては、地域で暮らす人々が主役となり、地域で活動する様々な団体・事業者や行政との協働のもと、地域づくりの取組を進めていくことが重要です。

本計画は、このような社会状況の変化や、国による法制度の見直しなどの動向を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをめざし、地域福祉をさらに推進していくための方向性を示すために策定するものです。

4 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

少子高齢化・人口減少社会という我が国の大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機に対応するためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めることが必要であり、国では、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められています。平成28年(2016年)6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、だれもが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現をめざすこととされました。

この実現に向けた取組を進めるため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の整備などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、平成30年(2018年)4月1日に施行されました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

この実現に向けては、これまでの地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしながら、引き続き、地域福祉を推進していくことの重要性・必要性を踏まえて取組を進める必要があります。

5 計画の概要

(1) 計画の位置づけ（役割）

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉に関する5つの事項を一体的に定める「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものであり、住民参加のもとに策定されるものです。

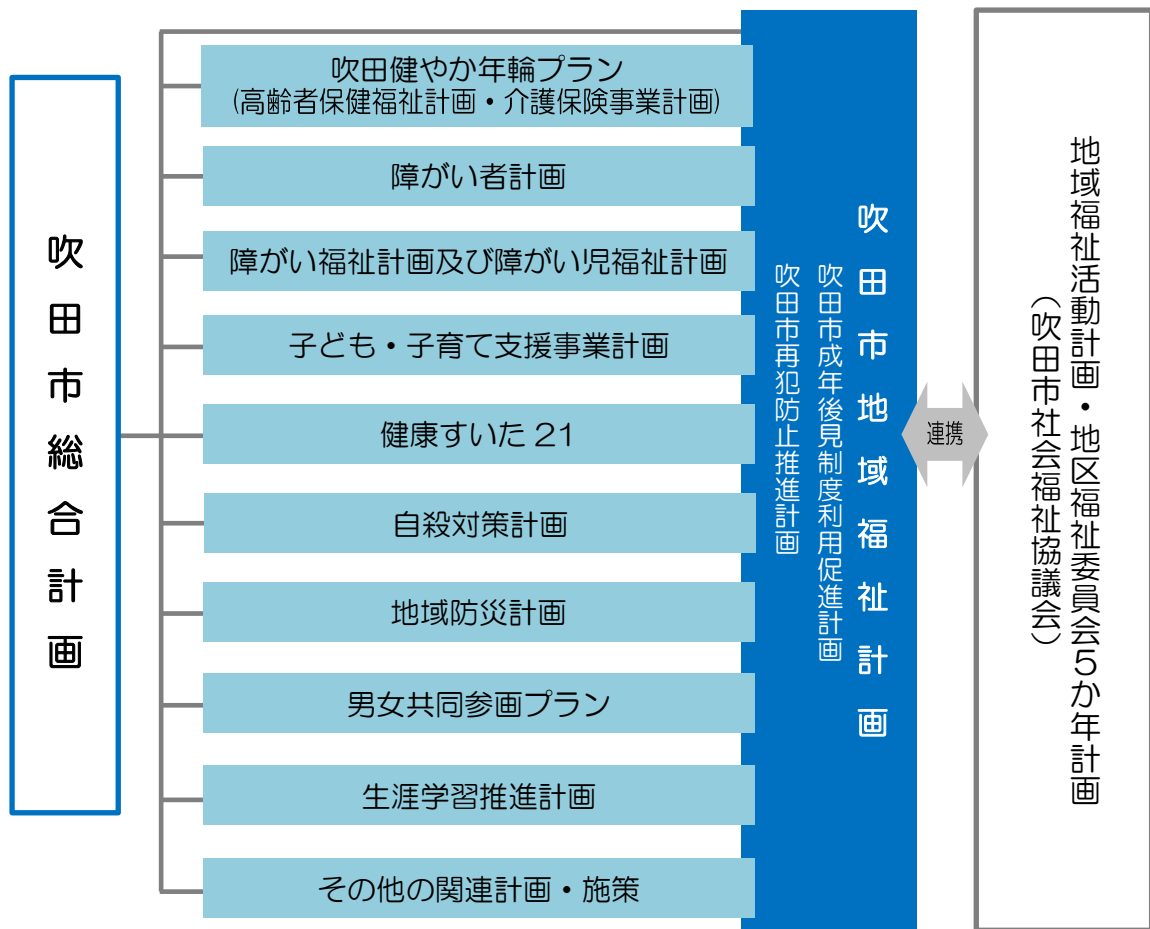
また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年(2016年)5月施行）に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年(2016年)12月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

(2) 既存計画との関係

本計画は、吹田市第4次総合計画を上位計画とする福祉分野の個別計画であり、高齢者、障がい者、児童、子育て、健康づくり、防災、その他関連する各分野の個別計画で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込むなど、分野別の個別計画との調和を図るものです。

また、本計画と連携・協力する計画として、吹田市社会福祉協議会や地域住民の立場から地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画」があります。この「地域福祉活動計画」は、吹田市社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指し、地域住民やボランティア団体、NPO、福祉事業者、行政などと協働しながら地域福祉を進めていくための計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。「地区福祉委員会5か年計画」は地域住民が主体となって市内33地区福祉委員会ごとに策定した中・長期の計画です。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなどにより相互の連携を図っていきます

■本市の他計画との関係



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間です。進行管理と必要に応じた見直しを行います。

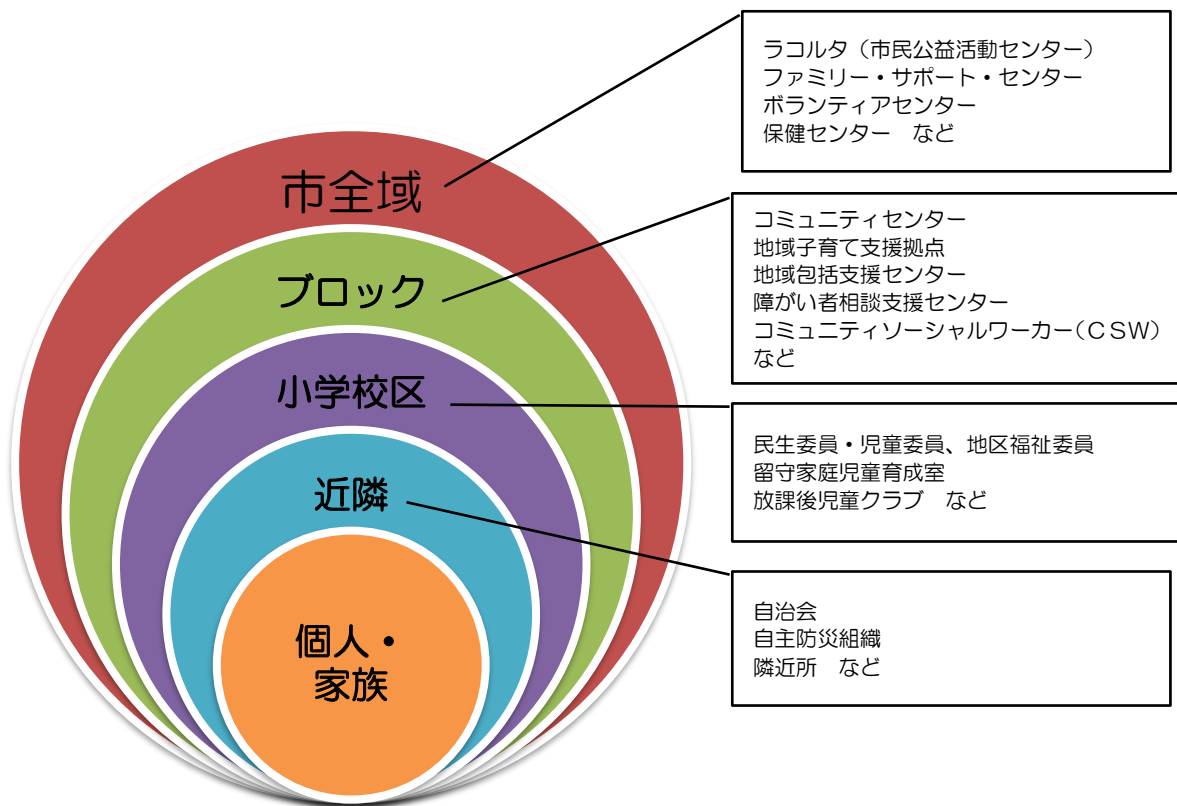
平成 28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
第3次計画					第4次計画					

(4) 地域福祉の「圏域」の考え方

地域福祉を推進していくうえでの課題は、地域住民一人ひとりの生活に密着しています。このため、地域福祉の推進における「圏域」は固定的なものではなく、住民主体で展開される地域福祉活動、福祉サービスの内容や地域の実情などを踏まえて、それぞれにふさわしい圏域（エリア）を設定する必要があります。

本計画における「圏域」は、それぞれの取組内容に応じて、隣近所、自治会、小学校区、ブロック単位や全市域など多面的に捉えながら、それらを柔軟に組み合わせるなど重層的に考えます。

これにより、地域福祉活動の展開、助け合いや支え合いのネットワークの構築や福祉サービスの提供など、公民協働による地域福祉活動のさらなる推進を目指します。

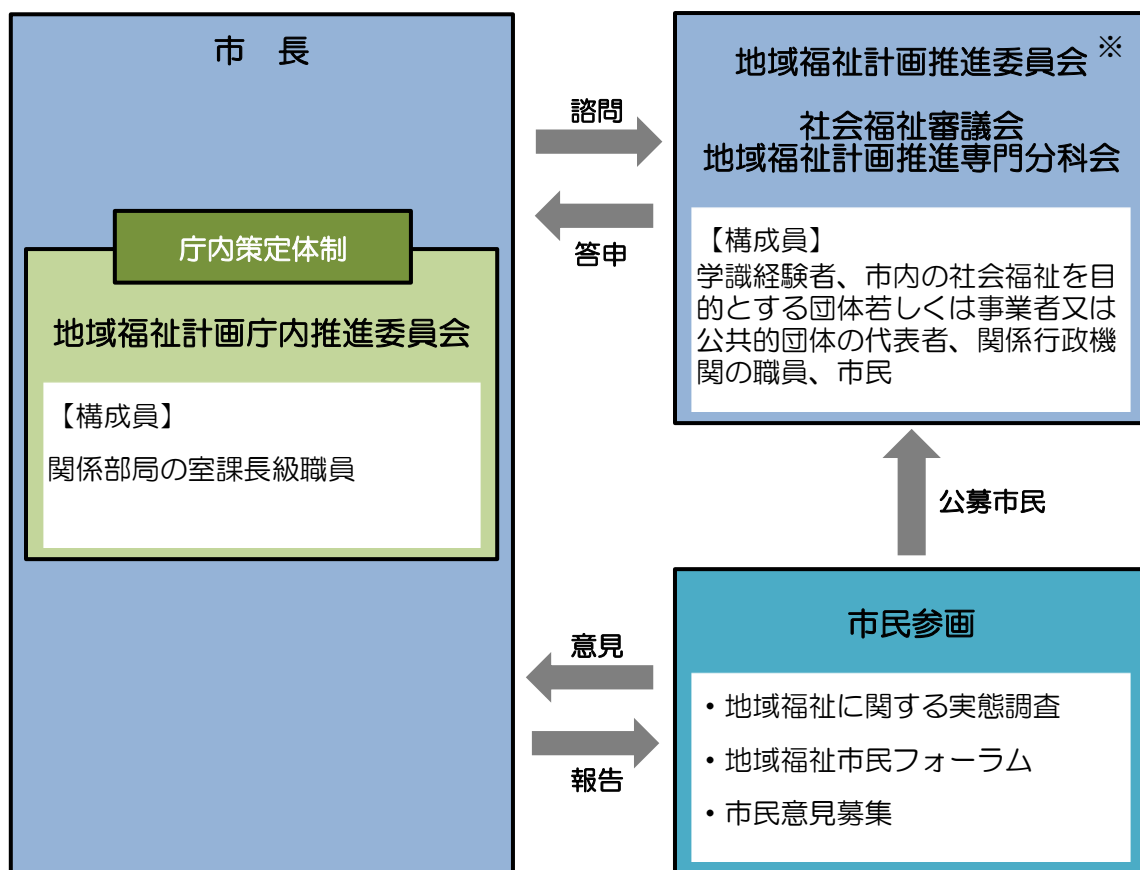


(5) 策定体制

学識経験者、福祉事業の従事者、関係行政機関の職員、公募による市民で構成される「吹田市地域福祉計画推進委員会」に対し、計画策定に係る諮問を行いました。

庁内においては、関係部局の室課長級職員で構成される「吹田市地域福祉計画庁内推進委員会」を中心として、計画策定に関する検討を進めました。

庁内での検討及び吹田市地域福祉計画推進委員会において、吹田市民の福祉に関する実態調査の分析や計画素案の具体的な内容などについて審議が進められ、とりまとめられた計画案について答申を受けました。



※中核市移行に伴い、審議会の名称が変わりました。

令和2年（2020年）3月まで 吹田市地域福祉計画推進委員会

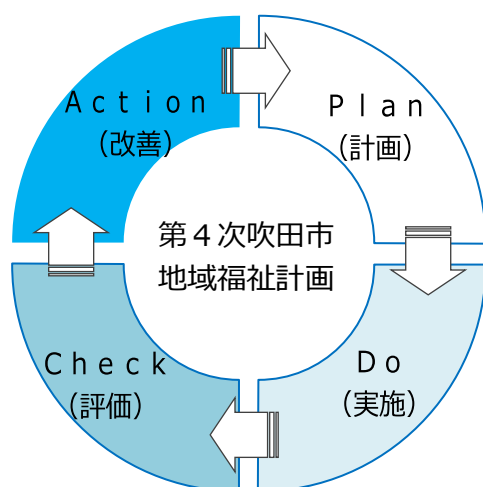
令和2年（2020年）4月から 社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会

6 計画の推進と進行管理

本計画の実施期間において地域福祉の取組が一層推進されるよう、地域福祉に関わる事業などの成果や進行状況を継続的に確認・評価していくことが重要です。

このため、主に「社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会」において、Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）のPDCAサイクルに沿って計画の進行管理を行い、効果的かつ効率的に取組を推進します。

また、評価にあたっては、総合計画や関連する個別計画などの数値指標を活用するとともに、地域住民などとの協働による意識の変化のような数値化が難しい取組の成果などにも留意して行うことで、取組の改善や成果の向上を図ります。



第2章 吹田市の地域福祉の現状と課題

1 市の沿革と地域の特性（ブロック別）

（1）市の沿革

本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的な住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、工業や商業が集積する地域など、様々な特性をもった地域から成り立っています。かつて東洋一といわれた吹田操車場跡地は、北大阪健康医療都市（健都）に生まれ変わり、健康寿命の延伸を目指した先進的な取組が進められています。日本初のニュータウンである千里ニュータウンは、まちびらきから50年以上が経過した現在も、計画的に建替えが進められ、さらなる成長を続けています。また、日本万国博覧会の感動の面影を残した自然豊かな万博記念公園は、市民が誇りを抱く憩いの場となっているとともに、ガンバ大阪の本拠地である市立吹田サッカースタジアムなども建設され、市内外から多くの人々が訪れています。そして、令和2年（2020年）4月1日には中核市への移行と市制80周年を迎え、本市はこれからも先人の英知や努力のもと発展を続け、さらなる飛躍を遂げようとしています。

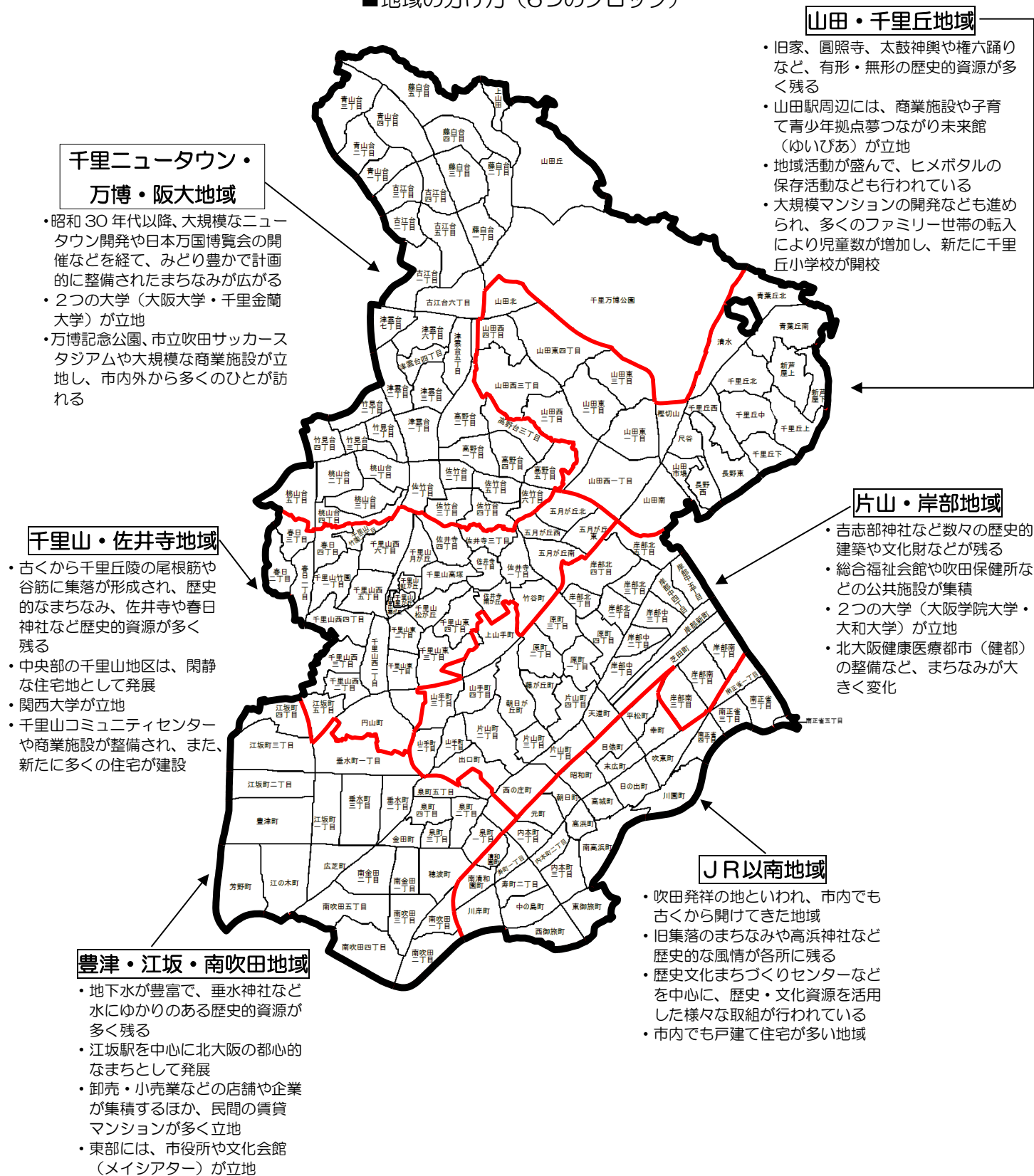
様々な市街地形成の経過や地理的条件をもつ個性豊かな地域で構成される本市は、その大部分を住宅地が占め、そこに暮らす人たちによって特色あるコミュニティが形成され、様々な地域資源を生かしながら、今も活発な地域福祉活動が展開されています。

このような、高い地域力と市民力は本市の特徴であり強みといえます。

(2) 地域の特性 (ブロック別)

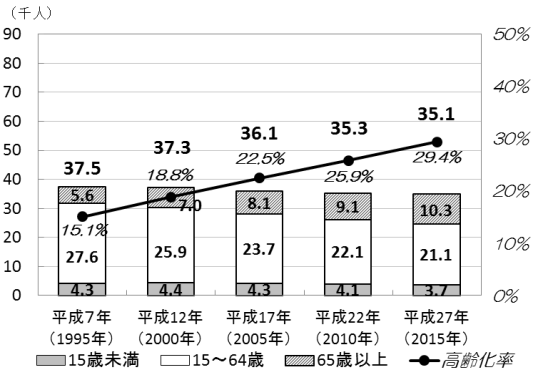
地域福祉の推進においては、取組内容に応じて様々に圏域が設定されます。ここでは、地域に関する基礎的な情報を伝えるための一例として、市域を一定の生活圏域などを考慮した6つのブロックに分けて示します。

■地域の分け方 (6つのブロック)

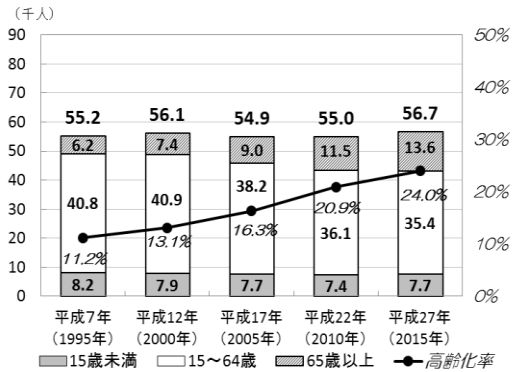


■人口及び高齢化率の推移

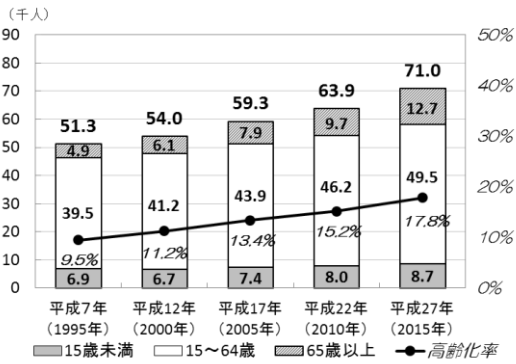
(1) JR以南地域



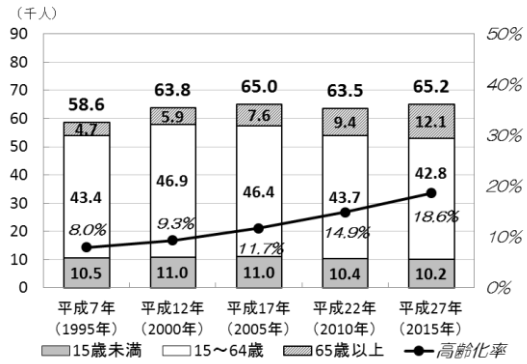
(2) 片山・岸部地域



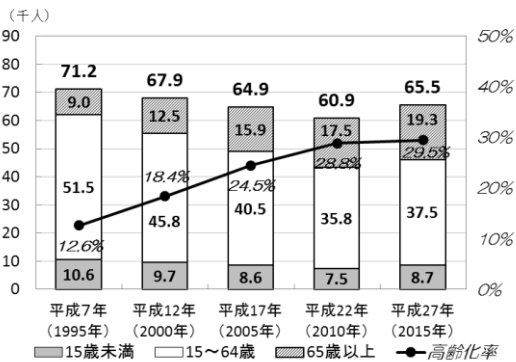
(3) 豊津・江坂・南吹田地域



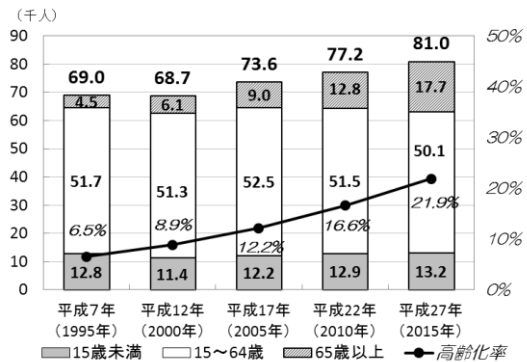
(4) 千里山・佐井寺地域



(5) 山田・千里丘地域



(6) 千里ニュータウン・阪大・地域



「吹田市第4次総合計画」から抜粋

2 第3次吹田市地域福祉計画における施策の主な取組状況

(1) 重点施策の主な取組状況

□重点施策1：お互いの顔の見える関係づくり ～地域住民間の交流の促進～

取組状況	取組内容
ア 自治会未加入者への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 自治会未加入者への啓発として、市報すいたやホームページにて加入促進記事の掲載を行い、転入者には、自治会活動を紹介したリーフレットの窓口での配布等を行っています。 自治会活動を知っていただくきっかけの一つとして、若い世代にも関心の高いイベントである地域の夏祭りについて、自治会の協力を得て、市のホームページに公開しました。
イ 活動の担い手への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 自治会加入者への支援として、活動の手引きとなるハンドブックを作成し、吹田市自治基本条例に基づき設置されている市民自治推進委員会においては、市内外の先進的な取組を紹介した取組事例集を作成しました。 これらは、市のホームページへ掲載するとともに、窓口でも配布しています。

□重点施策2：地域福祉にふれられる学習機会の充実 ～人権意識、福祉意識の向上～

取組状況	取組内容
ア 地域福祉市民フォーラム、福祉に関する意識啓発の開催	<ul style="list-style-type: none"> 市民とともに地域福祉を考える場として毎年開催しています。テーマは社会情勢を勘案し、関心の高い問題について取上げることや、周知方法や開催場所を工夫するなど多くの市民が参加できるようにしています。
イ 福祉に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 普段、福祉に触れる機会の少ない人が福祉に関心を持ち、身近に触れる機会を創出することを目的に平成29年度(2017年度)から実施しています。 子育て世代から高齢者など様々な世代の人が訪れるイベントなどに福祉に関するブースを出展し、大学生と連携した取組や、吹田市社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)のPR活動を行いました。

□重点施策3：福祉活動の担い手づくり ～地域福祉活動への参加の促進～

取組状況	取組内容
<p>ア 「eNカレッジすいた」などによる地域人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域や社会の役に立ちたい」「家族や仕事以外のつながりがほしい」そんな思いを共有しながら、ソーシャルな生き方について考える講座で、活動始めるための知識やコミュニケーションスキル、ボランティア体験などを通じて、新しい生き方を見つける講座です。これまでに5回開講し、毎回20名ほどの方が受講され、年代もさまざまです。 ・ 単発短時間で参加できる「ぷちボラ」のメニューも多く設け、地域で行うボランティア体験の機会を提供しています。
<p>イ 市民公益活動促進補助金や地域住民居場所づくり活動補助金による財政支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動団体が取組む自主的、公益的な事業に対して補助金による支援を行っています。 ・ これまでに高齢者、障がい者、子供の支援に取組む事業や環境の保全に取組む事業、地域住民が集うことのできる居場所づくり事業など、様々な活動に支援してきました。
<p>ウ 吹田市社会福祉協議会、地区福祉委員会の活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の重要な担い手である吹田市社会福祉協議会、地区福祉委員会の活動に対し補助金を交付しています。吹田市社会福祉協議会では、各種ボランティア団体と連携し、将来の担い手となりえる小・中学校の児童や生徒を対象に点字体験、車いす体験などの「福祉教育」を実施しています。 ・ 地区福祉委員会が実施する「いきいきサロン」や「子育てサロン」などの小地域ネットワーク活動については、参加者が後に運営側として参画する例もあり、新たな担い手の獲得にも寄与する取組となっています。

□重点施策4：災害に備える支え合いの仕組みづくり ～災害時要援護者への支援～

取組状況	取組内容
<p>ア 災害時要援護者への支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法（平成25年(2013年)）の改正により従来の「手上同意方式」から、「行政情報集約方式」に変更となりました。名簿の対象者には文書の送付や市報、ホームページ等を通じて制度の周知を行いました。 ・ 平成31年(2019年)1月末時点で「吹田市災害時要援護者支援に関する協定書」を6地区と交わしています。 ・ 災害時に一般の避難所の生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する福祉避難所の指定を行っています。平成31年(2019年)1月末時点で29施設が福祉避難所に指定されています。

□重点施策5：意思が尊重され自分らしく暮らすために

～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～

取組状況	取組内容
ア Wリボンプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年11月は、女性に対する暴力をなくす運動期間と児童虐待防止推進月間であるため、講演や講座などの啓発活動を集中的に開催しています。 ・ Wリボンキャンペーンとして、市立吹田サッカースタジアムにおいてWリボン横断幕を掲げ、フラッグベアラーを行い、エキスポシティ観覧車をWリボンカラーにライトアップしました。
イ 認知症に関する理解の促進	<p>(ア) 認知症サポーター養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に正しく認知症を理解していただくために、「認知症サポーター養成講座」を、市民・大学生向け、小・中学校向け、市職員向け、金融機関や公共交通機関、商工団体など民間企業の従事者向けに積極的に進めています。平成30年(2018年)12月末、認知症サポーター(以下「サポーター」という。)養成数が24,256人となり、平成30年度(2018年度)末の目標23,900人を達成しました。 ・ 養成講座の開催や認知症カフェの開設等、具体的な活動を行う人もおられますが、まだまだその数は少ないのが現状です。サポーターが具体的な活動に繋がるように、平成29年度(2017年度)からグループホームでの実習を開始しました。 <p>(イ) 認知症地域サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人や家族の立場に立った支援を考える具体的取組として、地域住民が主体となって実行委員会を設置し、地域で徘徊高齢者役の人を探して声をかける「徘徊高齢者搜索模擬訓練」を実施し、地域で高齢者を支える人たちのネットワークづくりに取り組んでいます。平成30年度(2018年度)も2か所で実施することができました。
ウ 成年後見制度利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度に関する市民向け啓発チラシの作成や、事業者向けに成年後見制度の説明を行い、パンフレットを配布する等の広報に努めました。 ・ 地域包括支援センターの総合相談件数のうち、成年後見制度関係は平成29年度(2017年度)で863件、平成30年度(2018年度)の上半期で486件あり、本人申立や親族申立の支援を中心に、成年後見制度利用に関する相談に対応しています。 ・ 成年後見制度利用支援事業では、成年後見人等に対する報酬費助成の件数が増加しています。低所得等の理由があっても安心して成年後見制度が利用できるように、制度内容の充実に努めています。

(2) 基本的な施策の主な取組状況

施策の柱	主な取組
<p>1 公民協働による地域福祉活動の推進</p>	<p>ア 民生委員・児童委員活動の見える化プロジェクトへの参画（大学生を対象に、民生委員・児童委員と一緒に活動する体験型のインターンシップの実施等）</p> <p>イ 子ども見守り家庭訪問事業（生後4か月までの乳児のいる家庭を対象とした民生委員・児童委員や主任児童委員による訪問、育児相談等の実施）</p> <p>ウ 見守りの目の拡大（安心安全ドライブレコーダーの普及促進及び防犯カメラの設置）</p>
<p>2 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク</p>	<p>ア ひとり親家庭への支援（生活上の悩みの相談、離婚前相談、貸付金の相談や、就業支援等の実施、母子父子自立支援員・就業支援専門による相談支援等）</p> <p>イ 地域包括支援センターでの相談、人員体制の充実</p> <p>ウ 青少年相談（臨床心理士、社会福祉士などの専門資格を有した相談員による、ひきこもり、ニート、不登校など社会とのつながりが希薄になっている子供、青少年及びその家族に対する社会参画への支援の実施）</p>
<p>3 地域福祉活動推進の基盤整備</p>	<p>ア コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度向上に向けた取組（CSWの役割についての広報・啓発の実施等）</p> <p>イ ボランティア活動への支援（ボランティア入門講座・養成講座等の開催、ボランティアコーディネーターの配置、活動に関する相談の実施等）</p> <p>ウ 市民公益活動センター「ラコルタ」による活動の支援（交流スペース等の提供、市民公益活動に関する相談、各種講座の開催、団体の広報支援の実施等）</p>
<p>4 福祉・保健・医療制度の充実</p>	<p>ア 児童会館での一時預かりの実施</p> <p>イ 配慮を必要とする子供や家庭への支援（こども発達支援センター・地域支援センターにおける早期親子療育教室・療育相談の実施、生後10か月～1歳2か月頃の児童を対象とした親子教室の実施等）</p> <p>ウ 生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立支援制度の周知、生活困窮者自立支援センターの定着を図るための市報やホームページへの掲載やチラシの配布、民生委員・児童委員等への個別説明の実施、ハローワーク淀川や吹田警察署など約40の連携先が参加する連絡調整会議の開催による支援体制の構築、子どもの学習支援教室と就労準備支援事業の実施等）</p> <p>エ 障害者基幹相談支援センターでの取組（総合的な相談支援、障がい者の虐待防止、差別解消の取組等の推進、地域自立支援協議会における様々な障がい種別の方による当事者の課題の協議の実施等）</p>

施策の柱	主な取組
4 福祉・保健・医療制度の充実	<p>オ 北大阪健康医療都市推進（平成29年(2017年)3月に策定した「北大阪健康医療都市 健康医療のまちづくり加速化プラン」に基づいて、国立循環器病研究センターなどの健都内の事業主体とともに、健康づくり等に関する連携や取組に関する検討の実施等）</p> <p>カ 高齢者世帯声かけサービスの実施</p>
5 地域福祉に関連する施策の推進	<p>ア コミュニティバス運行事業</p> <p>イ 「吹田市バリアフリー基本構想」に基づく歩道等のバリアフリー化事業</p> <p>ウ 住民主体の介護予防活動支援事業（「いきいき百歳体操」「吹田かみかみ健口体操」「吹田はつらつ体操」「吹田きらきら脳トレ体操」など高齢者自らが学習し、地域ぐるみで継続して取組むことができる仕組みづくり等）</p>

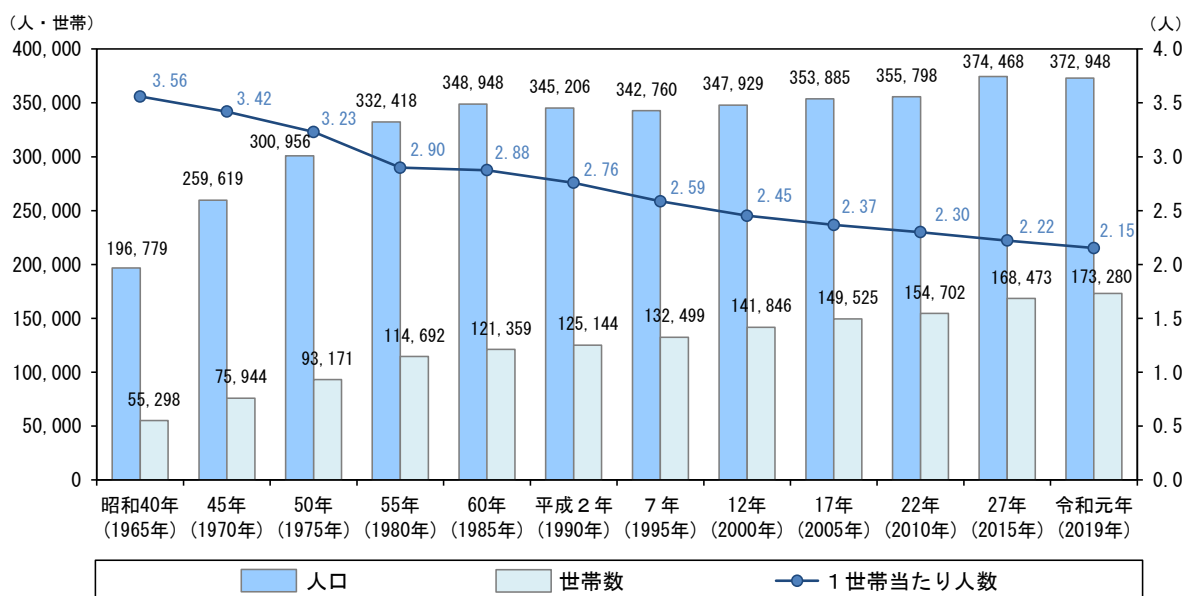
3 統計データにみる本市の状況

(1) 人口動向、世帯構造の変化

本市の5年ごとの人口推移をみると、昭和60年（1985年）の348,948人まで人口が増えていましたが、平成2年（1990年）、平成7年（1995年）には減少しました。しかしながら、平成12年（2000年）から再び人口が増え始め、令和元年（2019年）には372,948人と人口が増えています。

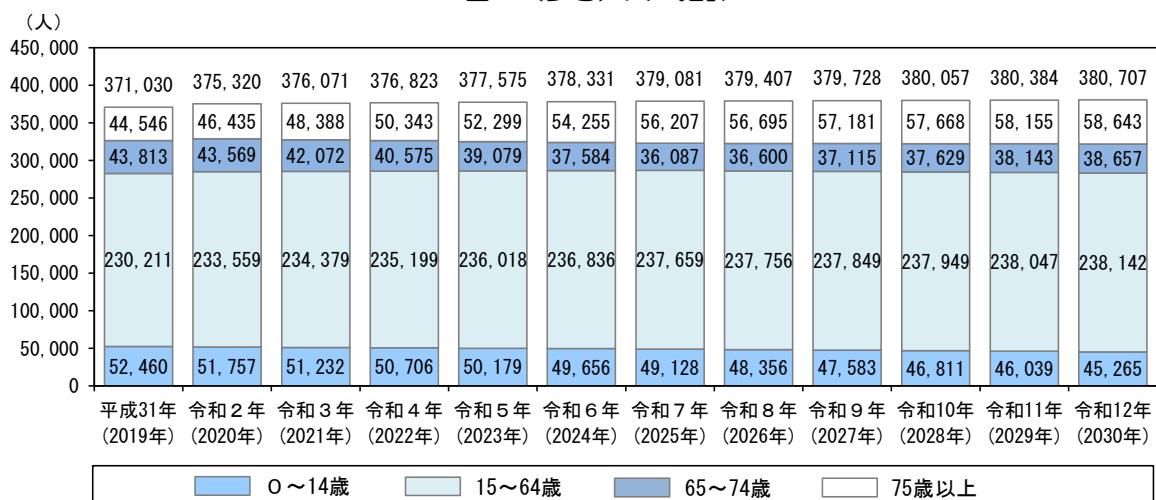
世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、令和元年（2019年）には173,280世帯となり、1世帯当たりの人員は2.15人となっています。

図 人口・世帯数、1世帯当たりの人数の推移



資料：平成27年(2015年)までは国勢調査（各年10月1日現在）、令和元年(2019年)は住民基本台帳人口（9月末現在）

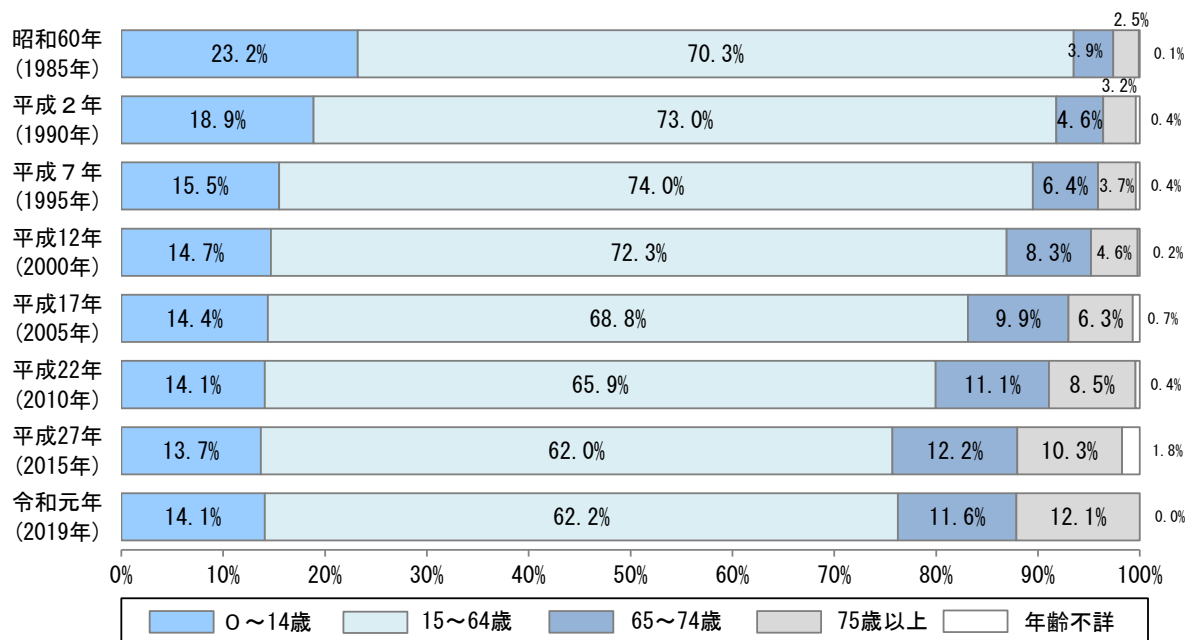
図 (参考) 人口推計



資料：平成31年(2019年)は住民基本台帳人口（3月末現在）、令和2年(2020年)以降は住民基本台帳に基づくコーホート要因法による推計値

年齢4区分別の人口構成比をみると、「0～14歳」と「15～64歳」はおおむね減少傾向にあり、総人口に占める割合も減ってきていますが、「65～74歳」と「75歳以上」はともに増加傾向にあり、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

図 年齢4区分別人口推移

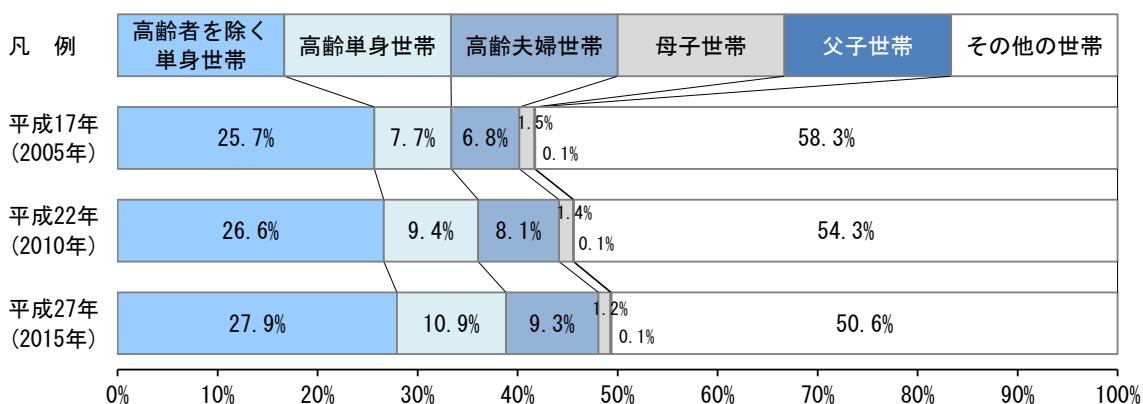


資料：平成27年(2015年)までは国勢調査(各年10月1日現在)、令和元年(2019年)は住民基本台帳人口(9月末現在)

世帯構成の状況を見ると、単身世帯が増えており、平成27年(2015年)には38.8%となっており、そのうち、65歳以上の高齢単身世帯は10.9%となっています。高齢夫婦世帯は9.3%であり、高齢単身世帯と合わせると20.2%となっています。

母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯は1.3%となっています。

図 世帯構成の状況



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

※高齢夫婦世帯：夫・妻とも65歳以上の夫婦のみの世帯

※母子世帯・父子世帯：未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯

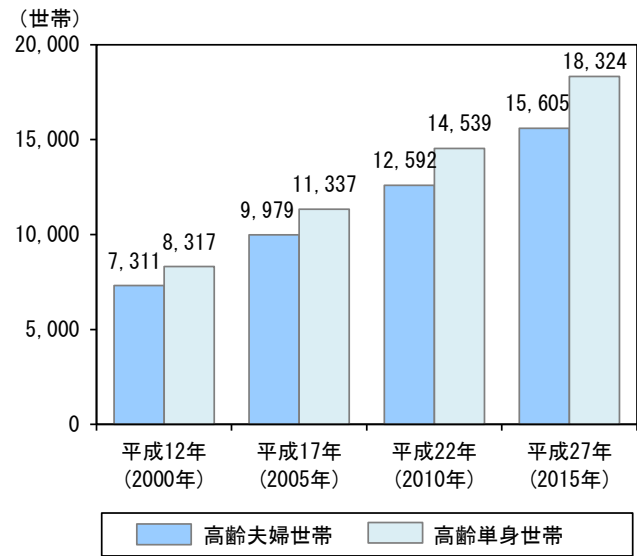
(2) 支援を必要とする人の状況

① 高齢者

平成27年(2015年)の高齢夫婦世帯は15,605世帯であり、高齢単身世帯は18,324世帯となっています。

近年、高齢夫婦世帯と高齢単身世帯はともに増加傾向にあります。

図 高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯数の推移

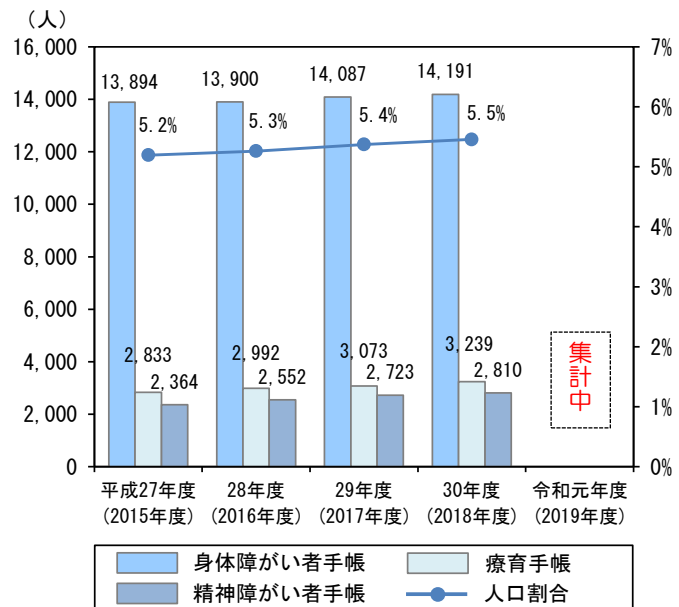


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 障がい者手帳所持者

障がい者手帳の所持者の状況をみると、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、いずれもわずかながら増加傾向にあります。

図 障がい者手帳所持者数の推移

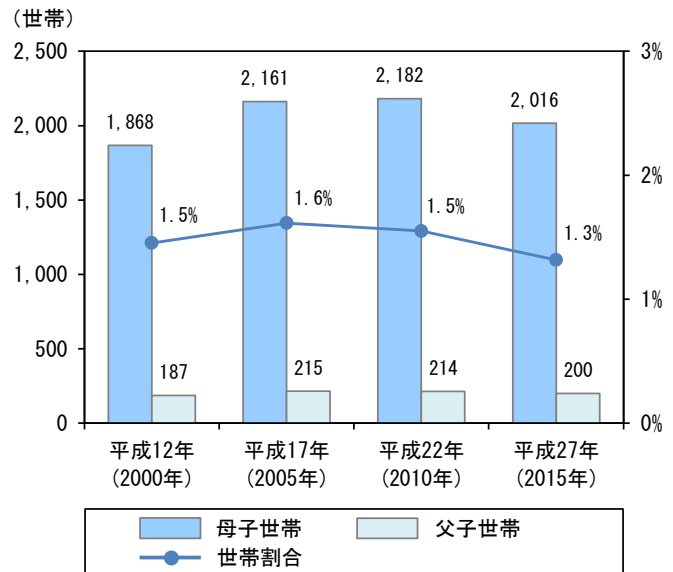


資料：市障がい福祉室（各年度末現在）

③ ひとり親世帯

平成27年(2015年)の母子世帯は2,016世帯、父子世帯は200世帯となっています。母子・父子世帯とも平成22年に比べて減少しており、ひとり親世帯の割合も低下傾向にあります。

図 ひとり親世帯数の推移

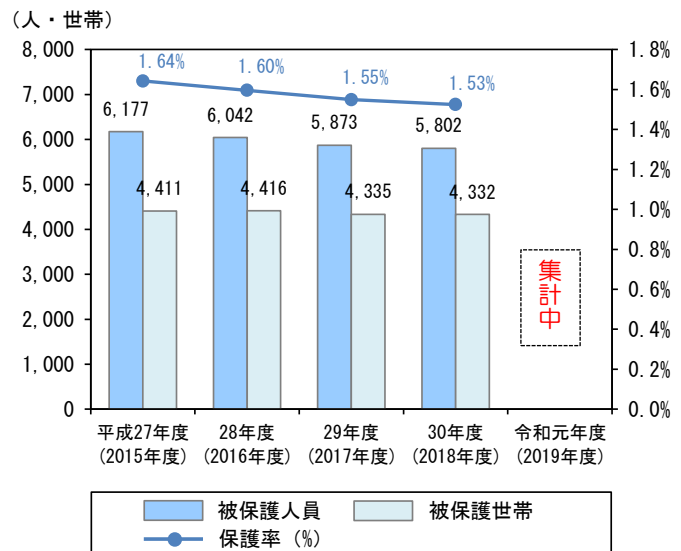


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ 被生活保護世帯・人員

被生活保護世帯・人員とも減少傾向にあり、平成30年度(2018年度)で被生活保護人員は5,802人、被保護人員が4,332世帯となっています。

図 被生活保護世帯及び人員、保護率の推移



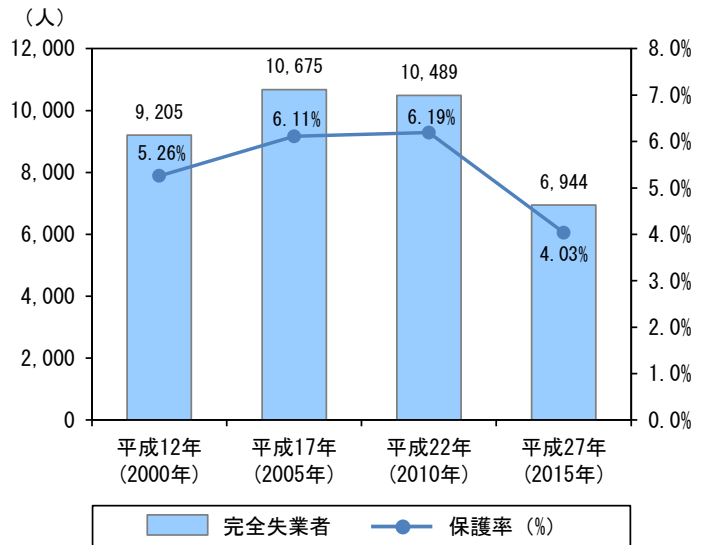
資料：市生活福祉室（各年度末現在）

※保護率については%で表記しています。

⑤ 完全失業者

平成27年(2015年)の完全失業者数は6,944人となっており、平成22年(2010年)に比べて3,545人減少しています。完全失業率は4.03%で平成22年(2010年)に比べて2.16%低下しています。

図 完全失業者と完全失業率の推移

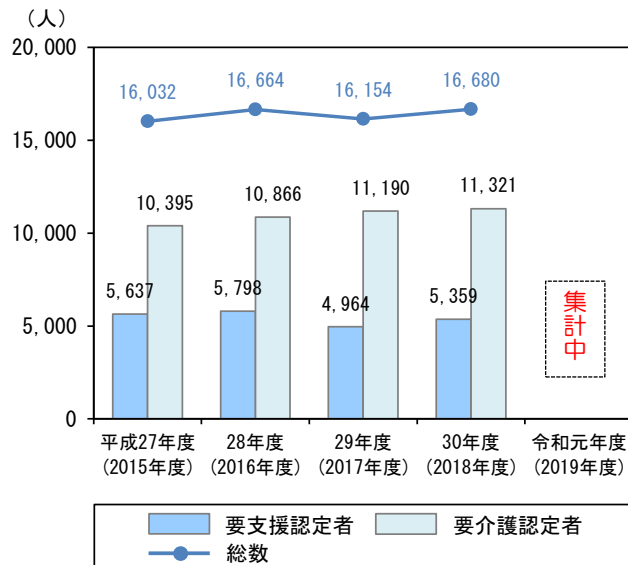


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑥ 要介護認定者

平成30年度(2018年度)の介護保険の要介護・要支援認定者数は、合わせて16,680人となっており、前年度に比べ増加しています。

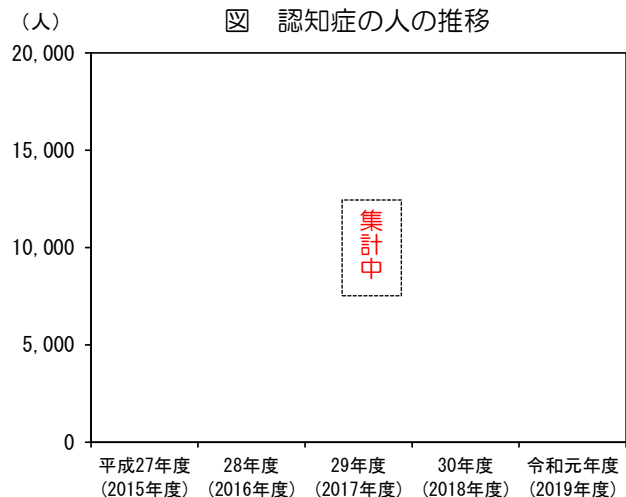
図 介護保険要介護・要支援認定者数の推移



資料：市高齢福祉室（各年度末現在）

⑦ 認知症の人

図 認知症の人の推移



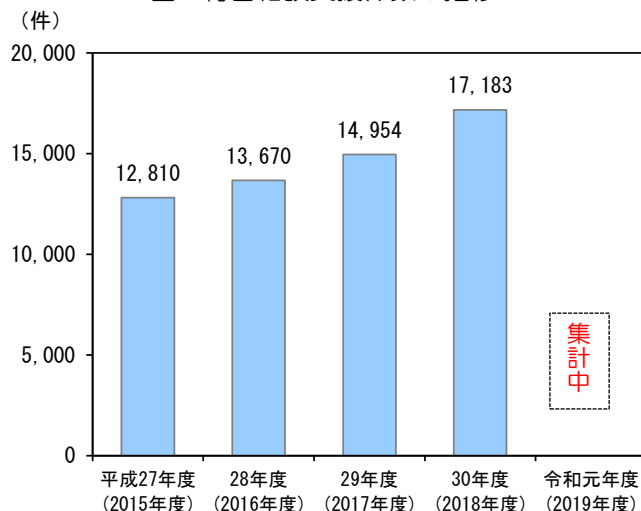
(3) 相談等への対応

① 総合相談支援

高齢者の地域での生活における介護や福祉などに関する相談に対応するため、地域包括支援センターが設置されています。令和元年度(2019年度)現在16か所(基幹型地域包括支援センターを含む)となっています。

地域包括支援センターにおける高齢者などからの総合相談支援の件数は、平成30年度(2018年度)は17,183件となっており、近年大きく増えています。

図 総合相談支援件数の推移



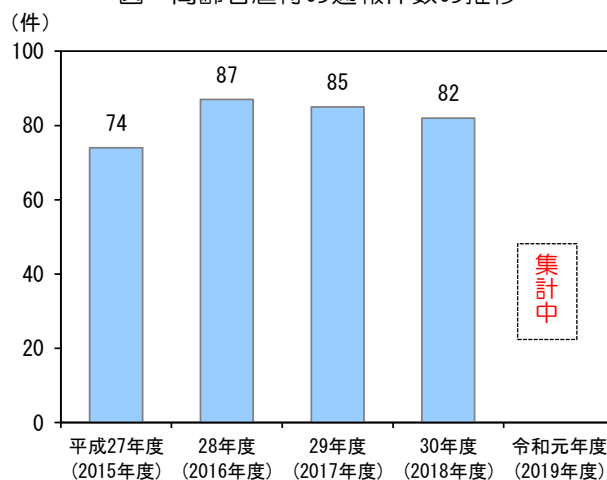
資料：市高齢福祉室（各年度末現在）

② 高齢者虐待の相談

高齢者虐待に関する相談は、市役所高齢福祉室をはじめ、地域包括支援センターでも対応しています。

平成30年度(2018年度)の通報件数は82件となっています。

図 高齢者虐待の通報件数の推移



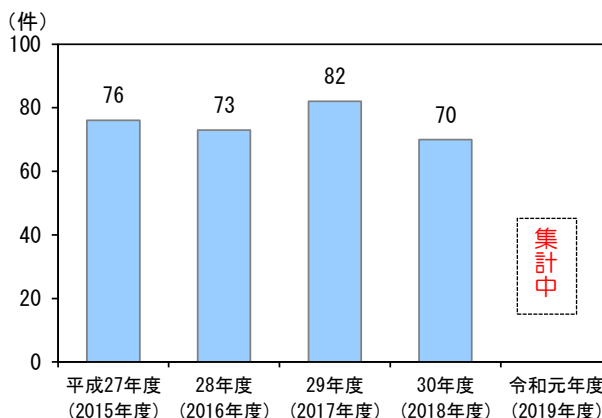
資料：市高齢福祉室（各年度末現在）

③ 障がい者虐待の相談

障がい者虐待などに関する相談は、市役所障がい福祉室（虐待防止センター）をはじめ、障がい者相談支援センターでも対応しています。

平成30年度（2018年度）の通報件数は70件となっています。

図 障がい者虐待の通報件数の推移



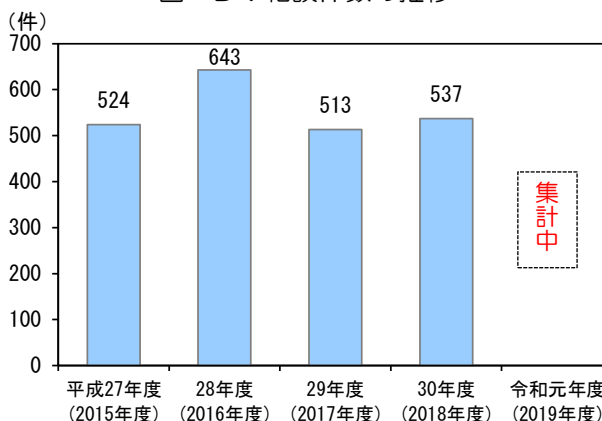
資料：市障がい福祉室（各年度末現在）

④ DV（ドメスティック・バイオレンス）相談

吹田市では、平成23年度（2011年度）から配偶者等からの暴力を防止し、被害者の自立を支援するため、すいたストップDVステーション（DV相談室）を開設し、総合相談に対応しています。

令和30年度（2018年度）の相談件数は537件となっています。

図 DV相談件数の推移



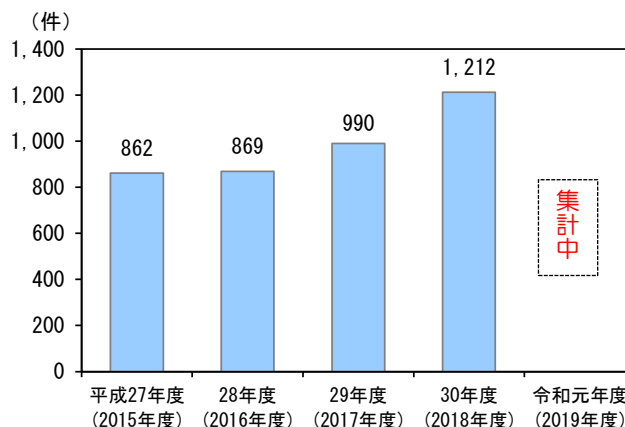
資料：すいたストップDVステーション（DV相談室）（各年度末現在）

⑤ 児童虐待相談

児童虐待の相談件数は、平成30年度（2018年度）は1,212件と増加しています。

児童虐待に関する相談は、市役所家庭児童相談課をはじめ、大阪府吹田子ども家庭センターなどで対応しています。

図 児童虐待相談件数の推移



資料：市家庭児童相談課（各年度末現在）

4 本市における地域活動の状況

身近な地域の人々との日常の挨拶や交流、ちょっとした助け合いは、日々の暮らしに安心と潤いをもたらしてくれます。住民同士の支え合いや交流の取組は、主に地区福祉委員会や自治会の活動などを中心に展開されています。ボランティアやNPOなどの団体によっても、様々な目的に沿って地域の活動が行われています。

吹田市は市民活動が盛んです。自ら考え、行動する地域住民が、地域福祉の原動力となっています。

(1) 地区福祉委員会

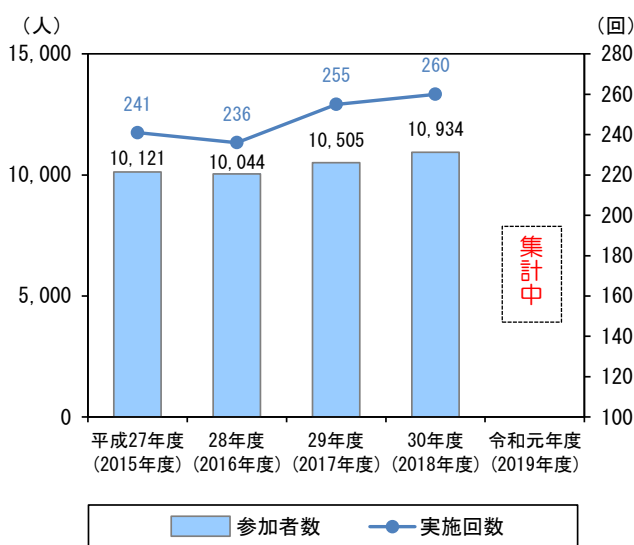
地区福祉委員会は、自治会、高齢クラブなど地域のさまざまな団体から参加する人や、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成され、地域福祉の推進を目指す吹田市社会福祉協議会の実践組織として、おおむね小学校区に33委員会が設置されています。

各地区で住民が主体となって、知恵と力を出し合い展開する助け合い・支え合い活動を通して、住みよい福祉のまちづくりに積極的に取り組んでいます。

見守り声かけ活動や配食サービスなどの個別援助活動とふれあい昼食会、いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流などのグループ援助活動からなる「小地域ネットワーク活動」を中心に地域の特徴や実情に合わせた活動を展開しています。

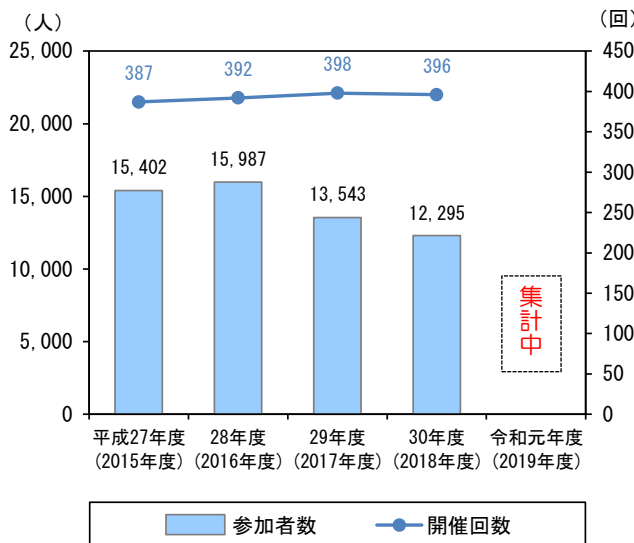
また、新たに取組を進めている「緊急時安否確認（かぎ預かり）事業」は、見守り声かけ活動の延長となるもので、異変に気付いた際に早期発見・早期対応する仕組みです。協力施設などと連携し、既に取り組んでいる地区では、ひとり暮らしの高齢者が地域で安心して暮らせる「見守りネットワーク」の充実につながっています。

図 ふれあい昼食会の参加者数の推移



資料：市福祉総務課（各年度末現在）

図 子育てサロンの参加者数の推移



資料：市福祉総務課（各年度末現在）

地区福祉委員会では、一人でも多くの方に助け合い・支え合い活動に加わっていただき、「ご近所付き合い」「向こう3軒両隣」の大切さを広めることで、地域での顔の見える関係づくりを進めています。

(2) 民生委員・児童委員

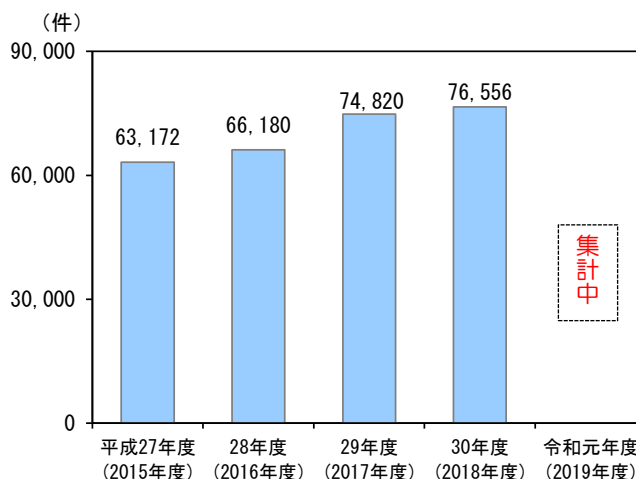
民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法によって規定された地域住民の立場に立って必要な相談・支援を行うボランティアです。地域住民の相談に応じ、個別の事情に対して丁寧に耳を傾け、行政などの関係機関につなげる役割を担い、ひとり暮らし高齢者への見守り活動など、様々な支援を行っています。児童委員としては、地域の子供たちが元気に安心して暮らし、成長していけるように見守り、保健センターなどの関係機関と連携し、子育ての不安や心配ごとに対する相談・

支援を行っています。民生委員・児童委員の中から、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員を小学校区ごとに設置しています。主任児童委員は、学校などと密に連携し、青少年の健全育成や非行防止などを目指して活動しています。

吹田市の民生委員・児童委員の定数は522人（令和元年（2019年）12月1日現在）です。吹田市民生・児童委員協議会を組織し、日頃からの相談・支援活動のほか、高齢者の生きがいづくりを目的とする「民生・幸齢すまいるフェスタ」、親子で楽しめる「夢のファミリーフェスタ」を開催しており、毎回多くの参加者でにぎわっています。このほかにも、地区敬老行事の開催やこども見守り家庭訪問事業、救急医療情報キットの配布事業など、市の事業への協力も積極的に行っています。

地域の福祉課題が多様化、複雑化し、民生委員・児童委員に求められる役割がますます増大する中、新たな担い手の確保が大きな課題となっています。吹田市民生・児童委員協議会では、独自に地域特性に応じた研修を実施するなど、経験を持つ委員が中心となって、新任委員などの活動を組織的に支える取組を行っています。また、令和2年度（2020年度）から吹田市が中核市になることにより、これまで大阪府の条例で決められていた民生委員・児童委員の定数を市の条例で定めることになるため、より弾力的に地域の実情に応じた民生委員・児童委員の配置を検討することが可能になります。

図 声かけ見守り件数の推移



資料：市福祉総務課（各年度末現在）

(3) 自治会活動

自治会は、近隣の区域内的の住民で運営されている任意の自治組織です。吹田市には平成30年度(2018年度)現在570の単一自治会があり、概ね小学校区で複数の単一自治会が集まり、34の連合自治会が結成されています。生活様式が多様化し、地域のつながりが希薄化していること、単身世帯や転入者の増加など、様々な要因から自治会加入率は年々減少しています。

若年層の自治会加入率が低い傾向にあるため、構成員の高齢化と世代交代の困難さが課題として顕在化しています。また、これまで自治会が行ってきた地域での夏祭り(盆踊り)や体育祭といった親睦活動だけでなく、防災・防犯の取り組みや、住民同士の見守り声掛け活動などといった公益的な活動についても、継続が負担になってきた、という声が散見されています。

自治会活動の鈍化は、市民と吹田市の協働の機会の喪失になるだけではなく、地域活動により、社会貢献したいと考えている市民の機会損失にもなり得ます。社会活動への参画については、高齢者におけるフレイル(虚弱)予防、ひいては健康寿命の延伸において有意性があると、研究が進められているところです。

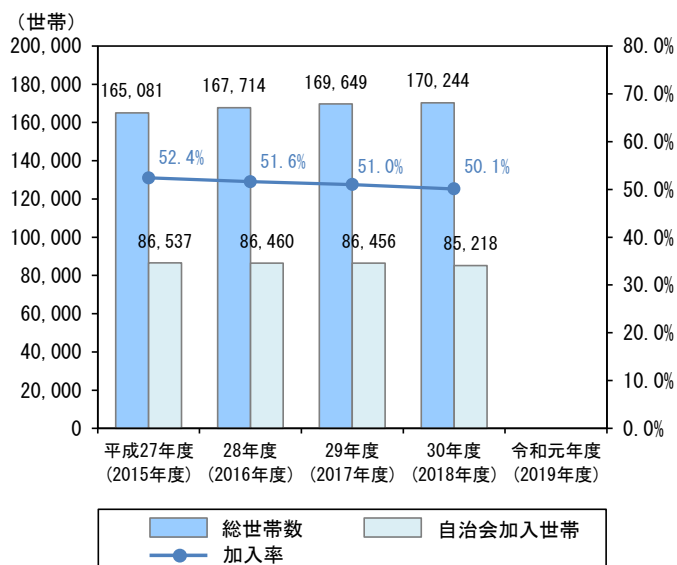
吹田市は、小学校区単位のコミュニティである連合自治会の活動を、補助金の交付等により支援するとともに、最小単位の地域コミュニティである単一自治会への有意義な情報発信等を進めることで、地域自治の推進と、市民が健康で主体的に生活できる機会の向上を図ります。

(4) 高齢クラブ

高齢クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的に、高齢者自らが結成し運営している組織で、おおむね60歳以上の人であれば誰でも加入できます。

吹田市には、地区の町内会や自治会を範囲とする「単位クラブ」が199(令和元年(2019年)4月1日現在)あり、約12,000人が加入し、おおむね小学校区単位で合計31の地区連合会を組織しています。各地区及び単位クラブ活動の充実強化と活性化を図り、地域社会の環境改善、地域福祉の担い手として、相互扶助と親睦を図ることを目的に吹田市の高齢クラブ連合会(吹高連)を設立しています。それぞれの地区で独自に活動すると同時に、市内を5つのブロック(東西南北中)に分け、ブロック単位の活動も行っています。レクリエーション、スポーツ、親睦会のほか、研修会や社会奉仕活動など、小

図 自治会の加入率の推移

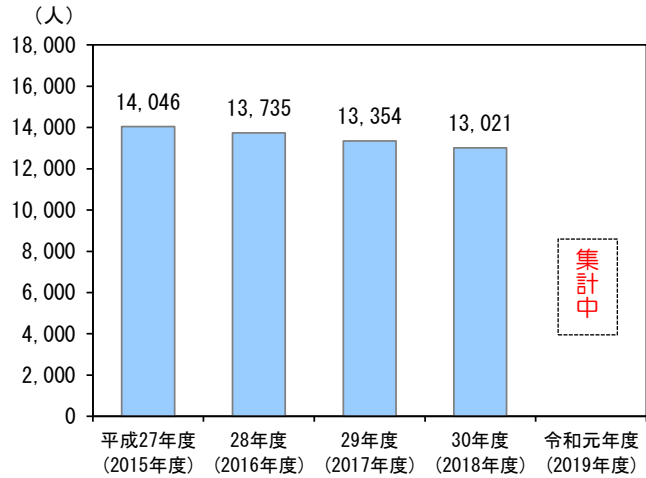


学校区ごとに設置された「高齢者いこいの間」を拠点に活動しています。

吹高連は、市からの委託を受け、友愛訪問活動、いきがい教室の運営、市の指定管理者として高齢者生きがい活動センターの管理運営を行っています。

高齢化が進行する中、高齢者が主体となって活動することが活力ある高齢社会を構築することにつながります。見守りなど地域福祉の担い手として活動し、社会参加や生きがいづくりなどの取組を通じて、地域で支え合う関係づくりを進めています。

図 高齢クラブ会員数の推移



資料：市高齢福祉室（各年度4月1日現在）

(5) ボランティア・NPO活動など

市民が自発的・主体的な意思を持って、社会問題の解決や必要とされている支援について理解・共感し、利益を求めず、社会活動として参加しているボランティアやNPOの活動があります。

吹田市は、ボランティアやNPOの活動が盛んで、多数の団体が多種多様な活動を行っています。

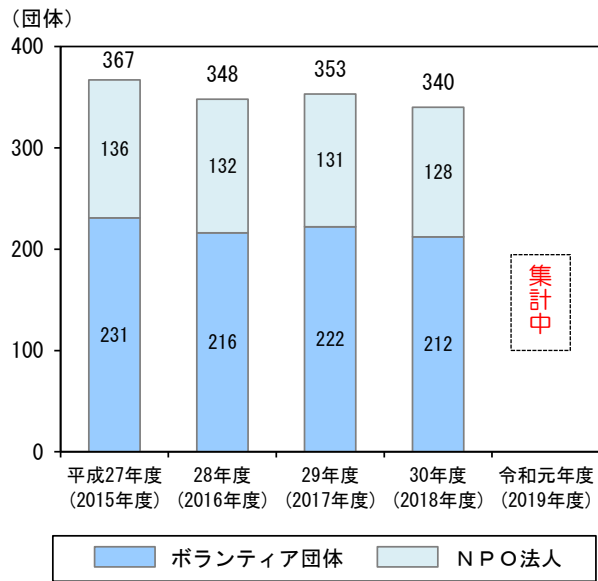
障がい者の日常生活を支えている様々な活動があります。点訳の活動では、個人や団体の依頼を受けて、一般図書や資料などの点訳を行ったり、イベントの点字体験コーナーで点字名刺づくりなどを通して視覚障

がい者や点字への理解を深めています。対面朗読や図書館の蔵書の音訳活動をしているグループもあります。講演会の際に手話通訳や要約筆記を行ったり、通院時など必要な時に同行して手話通訳することもあります。

高齢者施設や公民館で歌体操や笑いヨガなどで介護予防に取り組んだり、小学校の課外授業や公民館・コミュニティセンターなどのイベントに参加し、手作りおもちゃの作り方や遊び方を広めたり、デイサービスでの詩吟やマジックの披露、ひとり暮らしの方の話し相手や相談相手、子育て中の人を対象に保育付きの講座や親子レッスンを開催、社会参加や息抜き場をつくることで子育てを支える活動に取り組んでいるグループなど様々な活動があります。

地域で気軽に立ち寄れる居場所をつくり、飲み物や昼食を提供することで、引きこも

図 ボランティア・NPO登録数の推移



資料：市市民自治推進室（各年度末現在）

りやひとり暮らしの不安を軽減し、さりげない見守りや声かけができる地域づくりを進めているグループも市内のあちこちにみられるようになりました。

少子高齢化の進行や生活様式の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄になってきている状況の中で、ボランティアへのニーズは一層高まっています。多くのボランティアやNPOの団体は、社会情勢や価値観の変化に気づき、多様なニーズに対応できる活動が大切との意識を持っています。自分自身も元気になれる活動を継続しながら、地道な活動であるボランティアへの理解が広がり、ボランティア人口の増加につながることを期待して、日ごろから多種多様な活動を楽しみながら繰り広げています。

これらの組織のほかにも、地域の夏祭りや体育祭、文化祭などの行事やイベントでは、地域ごとに組織されたスポーツや文化に関する団体、青少年の健全育成や防犯に関わる団体などが参画し、行事を盛り上げ、地域の活力を生み出しています。

身近な仲間とボランティア的な活動をしている例もあります。高齢者の交流の機会になるよう昼食会を開いているグループや、子育て仲間の参加を呼び掛けながら育児情報の交換や悩みの相談などを行う活動がみられます。

企業も地域の一員として、まちや河川の清掃、青色防犯パトロールカーでの見守り活動などを行っています。福祉事業所による住民への施設開放などもあり、事業者による社会貢献活動も数多く行われています。

大小様々な取組の中で、新しい人と人とのつながりが生まれ、地域福祉を広める小さなきっかけが芽生えます。交流を重ねることで、地域での支え合いの気持ちが培われていきます。様々な活動を通して住民同士のつながりを深め、地域福祉の推進に生かしていくことが求められます。

5 計画策定の取組

(1) 地域福祉に関する実態調査の実施

集計中

(2) 地域福祉市民フォーラムの実施

とりまとめ中

第3章 地域福祉計画の基本方向

1 計画の基本理念及び目標

本市では、平成16年度(2004年度)に第1次計画を策定して以来、第2次計画、第3次計画までにわたって「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念に、地域福祉に関わる様々な施策(事業)を推進してきました。

この理念は、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表しており、その考え方は現在においても変わらないことから、本計画においても引き続き、この理念を継承するものとします。

■ (仮) 基本理念 ■

いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり

また、国が示す「地域共生社会」の実現を視野に、本計画では次の基本目標を掲げ、今後6か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展を目指します。

(1) 公民協働による地域福祉活動の推進

人口減少と少子高齢化が進行する中、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、ひとり親家庭等の世帯の増加などを様々な社会的要因を背景に、地域とのつながりが希薄化が進むことで地域コミュニティの衰退が懸念されます。また、外国に由来のある人々が流入、定住化し、地域に生活基盤を置く外国人市民が増え、多文化共生を目指した取組が課題となっています。

住民一人ひとりが、それぞれの違いを認め合い、排除することなく、地域内の住民同士のつながりだけでなく、世代や地域・国籍を超えた多様な人と人とのつながりの強化が重要となっています。

こうしたことから、自助・共助の取組を推進し、公益サービス提供の役割を担う市民団体の活動を支援するなど、自助・共助・公助の連携によって、様々な地域課題の解決に取り組む地域福祉活動を推進していきます。

(2) 総合的支援のネットワークの構築

地域住民が互いにちょっとした変化や異変に気づき、予防的にかかわったり気軽に「助けて」といったり相談したりしやすい関係づくりが重要であり、地域住民をはじめ、関係団体や事業者、行政などが連携し、支援が必要な人のニーズを的確に汲み取り、適切な福祉サービスや支援につなぐことができる体制づくりが必要です。

住民組織等での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関が連携しつながった相談支援体制を整えるとともに、制度の狭間等の課題に対応する包括的な支援体制

の構築を図ります。

また、地域における総合的な相談支援体制の充実のほか、福祉サービスの量的確保や質の向上に取り組む一方で、高齢者や障がい者の権利擁護や成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。

このような地域での連携・つながりを通して、すべての市民が地域で安心・安全に暮らし続けられるように、災害発生にも備えた地域での支え合いのネットワークを構築していきます。

(3) 地域福祉活動推進の基盤整備

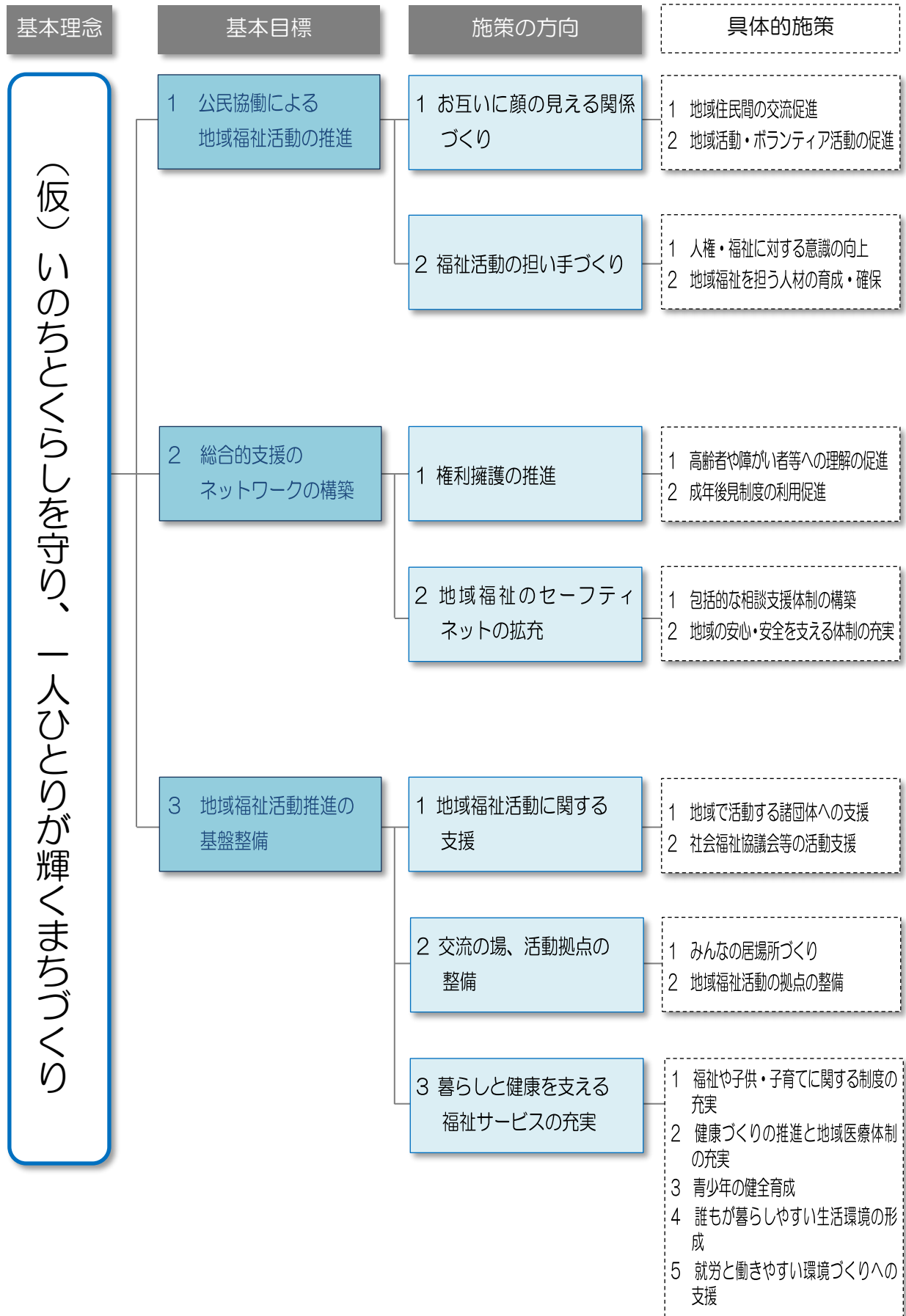
地域福祉は、すべての住民が福祉の受け手であると同時に担い手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。近隣どうしの日常的な助けあい活動が「共助」による地域全体の福祉活動に広がるよう、地域住民自らがサービスを創造しその担い手として育つまちづくりを目指すことが重要です。

幅広い層の住民が地域福祉活動の担い手となり、活動の裾野を広げていくことができるよう、地域福祉を支える人材が育ち、地域住民による主体的なボランティア活動やNPO活動が活性化するよう支援します。

また、複雑で多様化・深刻化する地域の課題・ニーズに対し、地域住民をはじめ、行政や関係機関・団体などがパートナーシップのもと解決し、要援護者が適切な支援を受けることができる福祉サービスが整った、安心して暮らせるまちづくりが必要です。

健康をはじめ、高齢者、障がい者、子どもに関連する個別計画などに基づき、必要な施策や福祉サービスの提供体制を充実するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備、すべての市民が安全・安心で快適に生活できるまちづくりを推進します。

2 計画の施策体系



第4章 施策の展開

基本目標 1

公民協働による地域福祉活動の推進

施策の方向 1	お互いに顔の見える関係づくり
---------	----------------

1 地域住民間の交流促進

取組の方向性	関連する事業

2 地域活動・ボランティア活動の促進

取組の方向性	関連する事業

■施策指標

指標	現状値	目標値	備考

施策の方向2	福祉活動の担い手づくり
--------	-------------

1 人権・福祉に対する意識の向上

取組の方向性	関連する事業

2 地域福祉を担う人材の育成・確保

取組の方向性	関連する事業

■施策指標

指標	現状値	目標値	備考

基本目標2

総合的支援のネットワークの構築

施策の方向1	権利擁護の推進
--------	---------

1 高齢者や障がい者等への理解の促進

取組の方向性	関連する事業

2 成年後見制度の利用促進

取組の方向性	関連する事業

■施策指標

指標	現状値	目標値	備考

施策の方向2	地域福祉のセーフティネットの拡充
--------	------------------

1 包括的な相談支援体制の構築

取組の方向性	関連する事業

2 地域の安心・安全を支える体制の充実

取組の方向性	関連する事業

■施策指標

指標	現状値	目標値	備考

基本目標3

地域福祉活動推進の基盤整備

施策の方向1	地域福祉活動に関する支援
--------	--------------

1 地域で活動する諸団体への支援

取組の方向性	関連する事業

2 社会福祉協議会等の活動支援

取組の方向性	関連する事業

■施策指標

指標	現状値	目標値	備考

施策の方向2	交流の場、活動拠点の整備
--------	--------------

1 みんなの居場所づくり

取組の方向性	関連する事業

2 地域福祉活動の拠点の整備

取組の方向性	関連する事業

■施策指標

指標	現状値	目標値	備考

施策の方向3	暮らしと健康を支える福祉サービスの充実
--------	---------------------

1 福祉や子供・子育てに関する制度の充実

取組の方向性	関連する事業

2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

取組の方向性	関連する事業

3 青少年の健全育成

取組の方向性	関連する事業

4 誰もが暮らしやすい生活環境の形成

取組の方向性	関連する事業

5 就労と働きやすい環境づくりへの支援

取組の方向性	関連する事業

■施策指標

指標	現状値	目標値	備考